

令和5年度  
中山間地域等直接支払の実施状況

令和6年8月

愛知県農業水産局農政部農業振興課

# 1 令和5年度の実施状況及び令和4年度との比較

表1. 令和5年度の実施状況及び令和4年度との比較

項目(単位)		令和5年度	令和4年度	差
面積	① 実施面積(ha)	1,887	1,866	21
	田 急傾斜(ha)	600	587	13
	田 緩傾斜(ha)	1,239	1,235	4
	畑 急傾斜(ha)	9	8	1
	畑 緩傾斜(ha)	39	36	3
	集落協定(ha)	1,863	1,835	28
	個別協定(ha)	24	30	▲ 6
	体制整備単価取組(ha)	1,512	1,472	40
	基礎単価取組(ha)	375	393	▲ 18
	② 1協定当たり実施面積(ha) ①/④	7.0	6.8	0.2
③ 1参加者当たり実施面積(a) ①/⑤ ※集	39.1	38.7	0.4	
参加数	④ 協定数	270	276	▲ 6
	集落協定	266	271	▲ 5
	個別協定	4	5	▲ 1
	体制整備単価協定数	202	204	▲ 2
	基礎単価協定数	68	72	▲ 4
	⑤ 参加者数(人) ※集	4,767	4,738	29
⑥ 1協定当たり参加者数(人) ⑤/④ ※集	17.9	17.5	0.4	
交付金額	⑦ 交付金総額(千円)	225,371	220,461	4,910
	集落協定(千円)	222,076	216,263	5,813
	個別協定(千円)	3,295	4,198	▲ 903
	体制整備単価取組(千円)	185,750	178,330	7,420
	基礎単価取組(千円)	39,622	42,131	▲ 2,509
	⑧ 1協定当たり交付金額(千円) ⑦/④	835	799	36
⑨ 1参加者当たり個人配分額(千円) ⑩/⑤ ※集	34.9	33.8	1.1	
交付金の 使用方法 (集落協定)	⑩ 共同取組活動充当額(千円)	55,864	56,220	▲ 356
	⑪ 個人配分額(千円)	166,213	160,043	6,170
	⑫ 共同取組活動充当割合(%) ⑩/(⑩+⑪)	25	26	▲ 1
	⑬ 個人配分割合(%) ⑪/(⑩+⑪)	75	74	1

注)四捨五入のため合計が合わない場合がある。

※集:集落協定に限る

## 2 これまでの取組経過

平成 12 年度から導入された中山間地域等直接支払制度は、集落の有する相互補完性、継続性等の諸機能に着目し、耕作放棄の防止のための活動内容、構成員の役割分担等を「集落協定」という形で明確化し、地域ぐるみで適切な農業生産活動等を継続していかうとするもので、本制度は、市町村が主導的な役割を担いつつ、集落での話し合いが繰り返し行われ、その推進が図られてきました。

なお、令和5年度に制度を実施した6市町村（豊田市、岡崎市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村）の実施面積は1,887ha、協定数は270協定となっており、前年と比べ、実施面積は21ha増加し、協定数は6協定減少しました。

表2. 令和5年度までの実施面積及び交付金額

年度	第 1 期 対 策					第 2 期 対 策				
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
実施面積 (ha)	876	1,451	1,570	1,570	1,572	1,558	1,684	1,709	1,716	1,664
交付金額 (千円)	116,275	189,782	202,679	202,512	202,776	165,431	173,301	175,238	175,903	170,913
年度	第 3 期 対 策					第 4 期 対 策				
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
実施面積 (ha)	2,077	2,154	2,184	2,189	2,195	2,016	2,026	2,030	2,057	2,060
交付金額 (千円)	241,113	249,142	252,676	253,425	253,988	232,533	233,666	233,919	236,469	236,898
年度	第 5 期 対 策									
	R2	R3	R4	R5	R6					
実施面積 (ha)	1,847	1,863	1,866	1,887	—					
交付金額 (千円)	215,890	219,657	220,461	225,371	—					

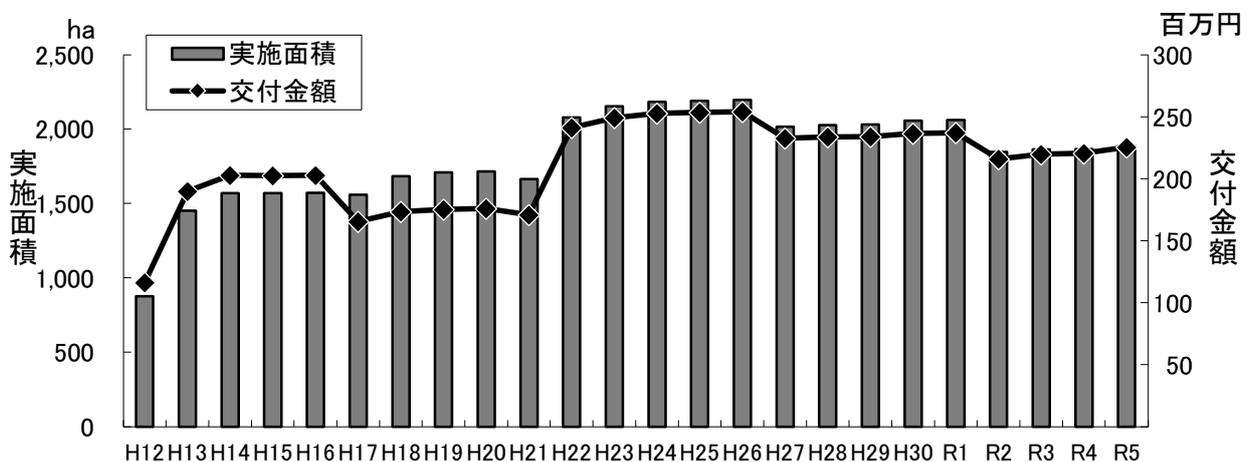


図1. 令和5年度までの実施面積及び交付金額の推移

### 3 令和5年度の協定の内容（参加者数、協定数、面積）

表3. 参加者数及び協定締結数

	集落協定	個別協定	計
参加者数（人）	4,767		4,767
協定数	266	4	270

表4. 傾斜別、田畑別実施面積（ha）

	田	畑	計
急傾斜	600	9	609
緩傾斜	1,239	39	1,278
計	1,839	48	1,887

表5. 単価別実施協定数及び面積

	協定数	面積 (ha)
体制整備単価	202	1,512
基礎単価	68	375
計	270	1,887

注) 面積は、四捨五入のため合計が合わない場合がある

表6. 市町村別の集落協定の概要

市町村	地域	1集落協定当たり			参加者1人当たり
		参加者数 (人)	交付面積 (ha)	交付金額 (千円)	交付金額 (千円)
岡崎市	通常	10.9	3.2	725	66
	特認	22.3	4.6	965	43
		13.1	3.5	770	59
豊田市	通常	18.3	6.1	811	44
	特認	16.9	4.6	669	40
		18.0	5.8	787	44
新城市	通常	18.5	9.0	915	50
	特認	23.1	9.9	935	40
		20.6	9.4	924	45
設楽町	通常	13.6	8.4	900	66
東栄町	通常	13.3	2.4	433	33
豊根村	通常	8.0	3.5	637	80
全県		17.9	7.0	835	47

表7. 市町村別の実施状況

市町村	地域	協定締結数			協定締結面積 (ha)					交付金額 (千円)		
		集落	個別	計	集落		個別		合計	集落	個別	合計
					田	畑	田	畑				
岡崎市	通常	13	1	14	42	0	10	0	52	9,423	2,042	11,466
	特認	3	0	3	14	0	0	0	14	2,896	0	2,896
	計	16	1	17	56	0	10	0	66	12,319	2,042	14,362
豊田市	通常	112	1	113	656	23	9	0	689	90,862	772	91,634
	特認	23	0	23	104	1	0	0	105	15,397	0	15,397
	計	135	1	136	760	25	9	0	794	106,259	772	107,032
新城市	通常	45	1	46	393	11	3	0	407	41,155	335	41,490
	特認	37	1	38	367	1	2	0	370	34,581	145	34,726
	計	82	2	84	760	12	5	0	777	75,736	480	76,216
設楽町	通常	28	0	28	225	11	0	0	236	25,187	0	25,187
東栄町	通常	3	0	3	7	0	0	0	7	1,300	0	1,300
豊根村	通常	2	0	2	7	0	0	0	7	1,275	0	1,275
計		266	4	270	1,815	48	24	0	1,887	222,076	3,295	225,371

注) 協定締結面積及び交付金額は、四捨五入のため合計が合わない場合がある

## 4 集落協定に基づく取組の状況

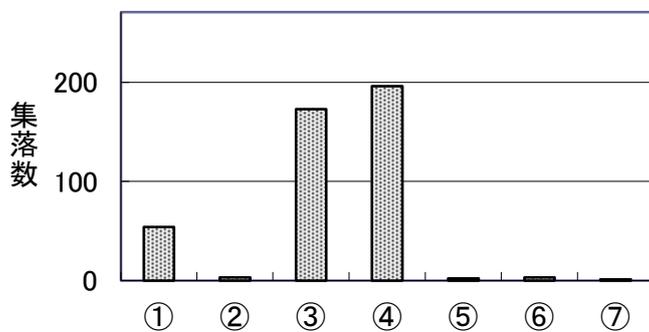
### (1) 集落協定を結んでいる集落の取組状況

注) 全 266 集落協定で集計 (複数回答あり)

#### ア 耕作放棄の発生防止の活動

表 8. 耕作放棄の発生防止の活動の内容

区分	① 賃借権設定・農作業の委託	② 既荒廃農用地の保全管理	③ 農地の法面管理	④ 柵、ネット等の設置等鳥獣害被害防止	⑤ 簡易な基盤整備	⑥ 担い手の確保	⑦ 地場農産物の加工・販売
集落数	54	3	173	196	2	3	1
割合	20%	1%	65%	74%	1%	1%	0%
(R4)	19%	1%	63%	74%	1%	1%	0%



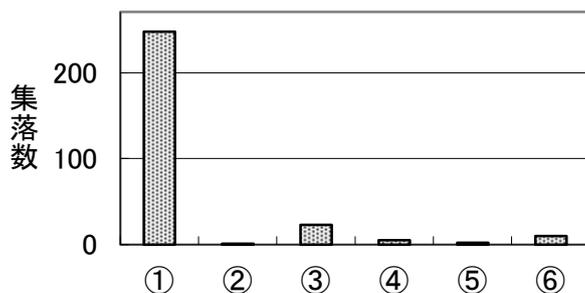
※ ④鳥獣被害防止のための柵、ネット等の設置を行っている集落が最も多く、次いで、③農地の法面管理を行っている集落が多い。

図2. 活動内容ごとの集落の数

#### イ 多面的機能を増進する活動

表 9. 多面的機能を増進する活動の内容

区分	① 周辺林地の下草刈	② 土壌流亡に配慮した営農	③ 景観作物の作付け	④ 魚類・昆虫類の保護	⑤ 鳥類の餌場の確保	⑥ 堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け
集落数	248	1	23	5	2	10
割合	93%	0%	9%	2%	1%	4%
(R4)	93%	0%	8%	1%	1%	4%



※ ①協定農用地周辺林地の下草刈が最も多く、9割を超える。

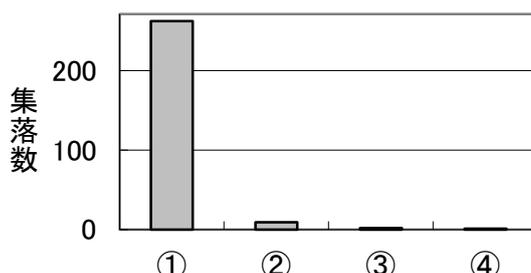
図3. 活動内容ごとの集落の数

## ウ 集落マスタープランの内容

### (ア) 目指すべき将来像

表 10. 将来像の内容

	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	④その他
集落数	262	9	2	1
割合	98%	3%	1%	0%
(R4)	99%	3%	0%	0%



※ ①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築がほとんどである。

図4. 将来像の内容ごとの集落の数

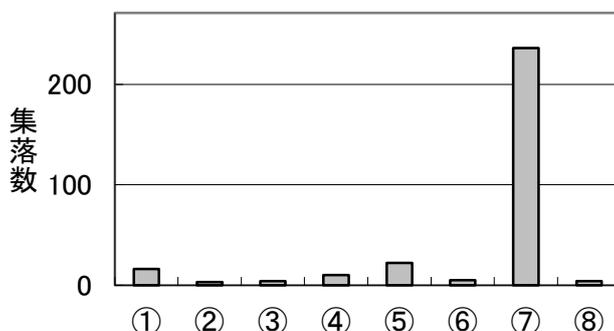
### (イ) 将来像を実現するための活動方策

表 11. 将来像を実現するための活動方策の内容

区分	①機械・農作業の共同化等営農組織の育成	②高付加価値型農業	③農業生産条件の強化	④担い手への農地集積	⑤担い手への農作業の委託
集落数	16	3	4	10	22
割合	6%	1%	2%	4%	8%
(R4)	7%	1%	1%	4%	8%

区分	⑥新規就農者等による農業生産	⑦共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	⑧その他
集落数	5	236	4
割合	2%	89%	2%
(R4)	2%	88%	1%



※ ⑦共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備が最も多く、約9割を占める。

図5. 活動方策ごとの集落の数

表 12. 集落協定に基づく取組の主な取組内容（市町村別）

市町村	集落数	農業生産活動等として取り組むべき事項						
		耕作放棄の発生防止の活動						
		賃借権設定・農作業の委託	既荒廃農用地の保全管理	農地の法面管理	柵、ネット等の設置等鳥獣害被害防止	簡易な基盤整備	担い手の確保	地場農産物の加工・販売
岡崎市	16	10	0	12	13	0	0	0
豊田市	135	5	0	73	110	0	0	1
新城市	82	39	3	55	56	2	3	0
設楽町	28	0	0	28	13	0	0	0
東栄町	3	0	0	3	3	0	0	0
豊根村	2	0	0	2	1	0	0	0
計	266	54	3	173	196	2	3	1

市町村	集落数	農業生産活動等として取り組むべき事項				
		多面的機能を増進する活動				
		周辺林地の下草刈	景観作物の作付け	魚類・昆虫類の保護	鳥類の餌場の確保	堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け
岡崎市	16	16	0	0	0	0
豊田市	135	135	0	1	0	0
新城市	82	69	23	4	1	6
設楽町	28	23	0	0	1	4
東栄町	3	3	0	0	0	0
豊根村	2	2	0	0	0	0
計	266	248	23	5	2	10

表 12. 集落協定に基づく取組の主な取組内容（市町村別）続き

市町村	集落数	集落マスタープラン							
		将来像を実現するための活動方策							
		機械・農 作業の 共同化 等営農 組織の 育成	高付加 価値型 農業	農業生 産条件 の強化	担い手 への農 地集積	担い手 への農 作業の 委託	新規就 農者等 による 農業生 産	共同で 支え合 う集団 的かつ 持続可 能な体 制整備	その他
岡崎市	16	0	0	0	0	0	0	16	0
豊田市	135	11	1	2	3	5	3	114	2
新城市	82	4	1	2	7	16	2	74	2
設楽町	28	0	1	0	0	1	0	27	0
東栄町	3	1	0	0	0	0	0	3	0
豊根村	2	0	0	0	0	0	0	2	0
計	266	16	3	4	10	22	5	236	4

(2) 体制整備単価が交付される集落の取組状況

注) 集落協定のうち、体制整備に取り組む 198 協定を集計

集落戦略の作成状況

表 13. 集落協定の作成状況（市町村別）

市町村名	取組集落数	集落において 作成中	市町村へ提出し 指導助言中	作成済み
岡崎市	16	0	0	16
豊田市	81	1	11	69
新城市	69	19	50	0
設楽町	28	28	0	0
東栄町	3	3	0	0
豊根村	1	0	0	1
計	198	51	61	86

※ 作成済みの集落は4割程度であるが、残りの集落はR6年度中の作成が求められる。

## 5 集落協定の状況

### (1) 協定参加者数別割合

集落協定への参加者は、10～19人の集落がもっとも多く、全体の約4割を占めている。1集落協定当たりの平均参加者数は17.9人。

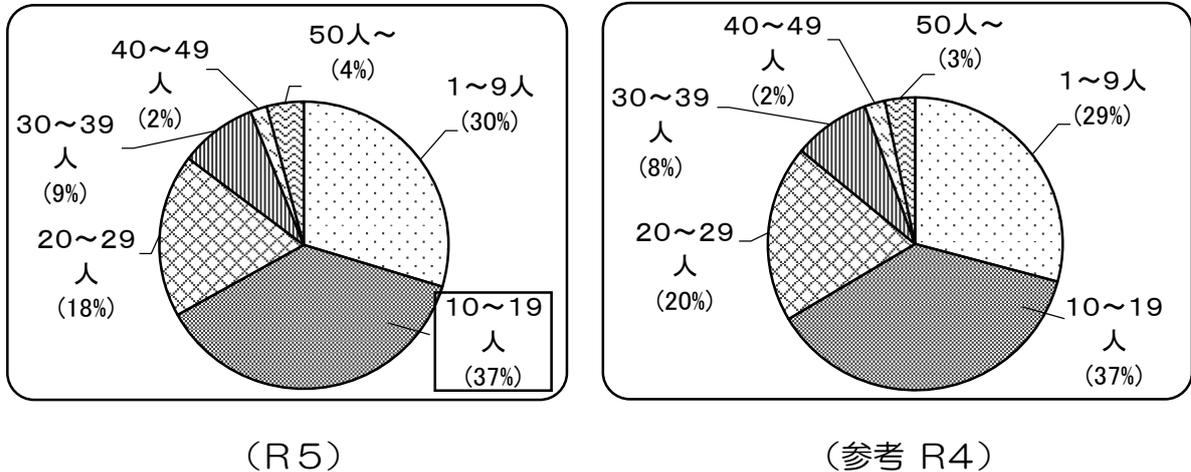


図6. 協定参加者数別割合

### (2) 協定締結面積別割合

協定締結面積の規模は、1ha以上～3ha未満の集落と3ha以上～6ha未満の集落がほぼ同数で、全体の6割を占める（図7）。

なお、協定参加者規模別にみると、参加者数が多くなるほど面積規模が大きくなる傾向が強い。19人以下の協定では6ha未満の集落協定が大きな割合を占めるが、30人以上の協定では、9ha以上の大きな面積の集落協定がほとんどである（図8）。

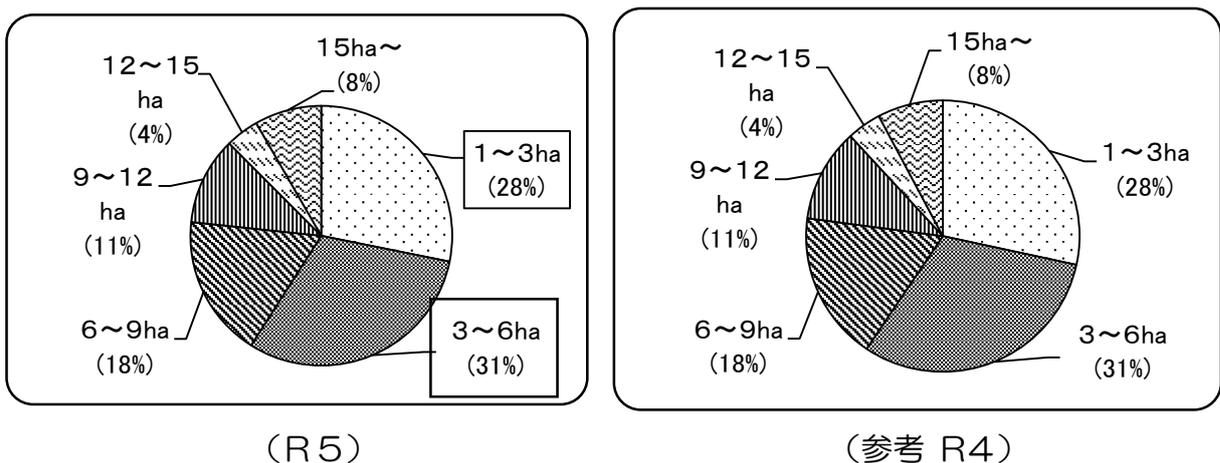
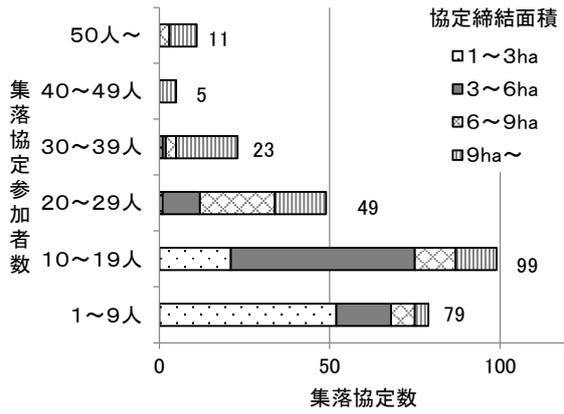
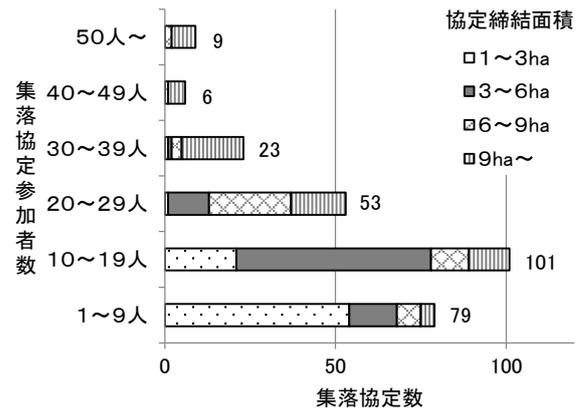


図7. 協定締結面積別割合



(R5)

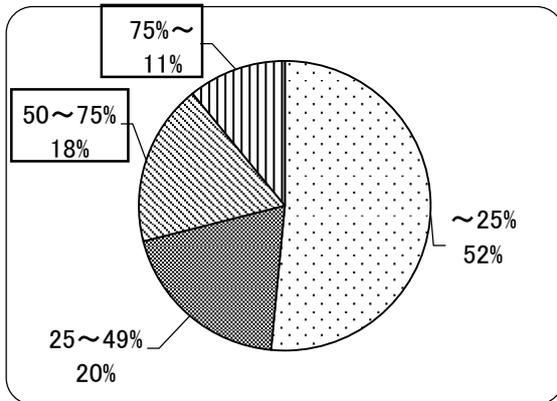


(参考 R4)

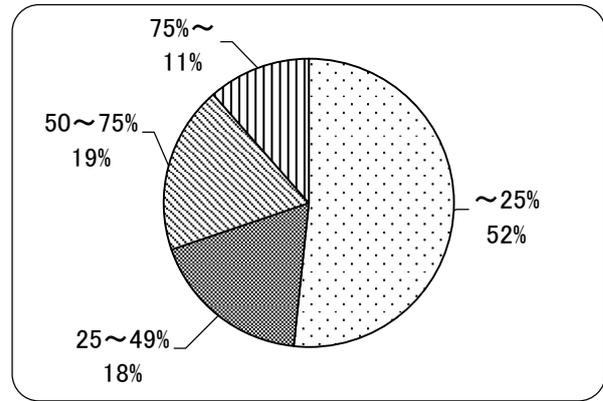
図8. 協定参加者数と協定締結面積の関係

(3) 共同取組活動充当割合

集落に支払われた交付金のうち、50%以上を共同して農地や水路などを維持管理する活動（共同取組活動）の費用に充てる集落は全体の約30%である。



(R5)

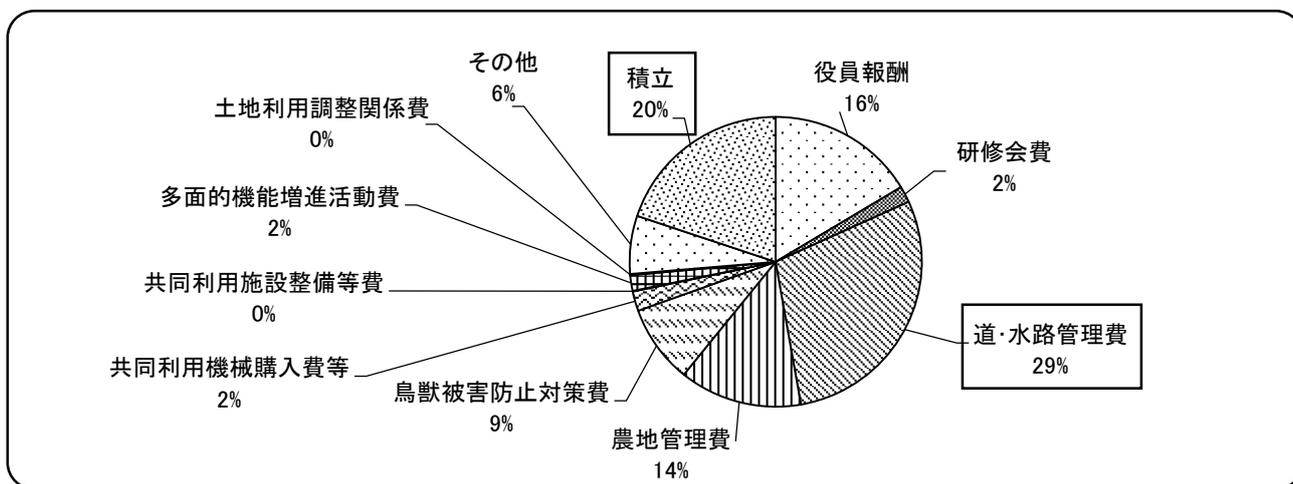


(参考 R4)

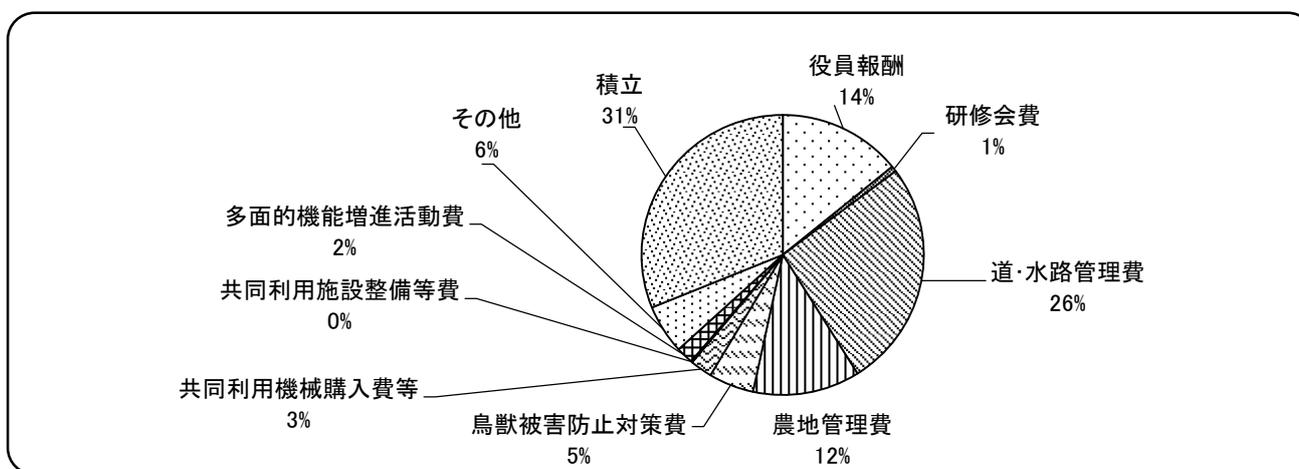
図9. 共同取組活動充当割合

(4) 交付金の使用方法

共同取組活動の費用の内訳では、道・水路の管理費や、機械購入や道路・水路・農地整備のための積立に充てられる割合が大きい。(図 10)。



(R5)



(参考 R4)

図 10. 共同取組活動の費用の内訳